

本件事故当時、東京都において温泉附属設備等の製造・販売業を営んでいた申立人が、栃木県の温泉旅館業者との売買契約が、本件事故により解約されたとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。

## 全 部 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年(東)第 号事件(以下「本件」という。)について、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目 営業損害(平成23年3月1日付の申立人と株式会社Aとの間の物品売買契約の解約に伴う損害)

期 間 自 平成23年3月1日  
至 平成23年10月7日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金401万1484円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月1日

(仲介委員 柳川猛昌)